

運用の遂行状況及び運用結果

1. 運用の目標

【基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けた運用の遂行が市場の状況を踏まえてなされているか】

[資産運用の基本方針の規定](I-1~3)

中退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとし、中退共制度を安定的に運営していく上で必要とする収益を長期的に確保することを目的とする。

上記に基づき、中退法第10条等に定める退職金の額を前提として、中期的に中退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標とする。

<実績>

- ① 資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示並びに基本方針に則った運用方法によって実施し、中退共制度の安定的な運営及び健全性の向上に必要な運用収益を確保するため、運用の基本方針に定めた、最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行った。
- ② 平成 22 年度における資産運用は、委託運用については為替の円高進行、さらには東日本大震災による景気の先行きを巡る不確実性の高まり等によって、国内株式及び外国債券の収益がマイナスとなった。一方、自家運用では安定的にプラス収益を確保したことが寄与し、運用等収入はプラスとなった。
- ③ 平成 22 年度決算の概要については、期末運用資産残高は 3 兆 5,978 億円、運用等収入は 351 億円、運用等費用は 245 億円(うち金銭信託評価損は 239 億円)となった。結果として純収益は 106 億円となり、決算運用利回りは 0.30%であった。(表1)
なお、中退共給付経理において当期総損失は 101 億円となり、繰越欠損金は前年度末の 1,957 億円から 2,058 億円に増加した。(添付資料 P1~3)
- ④ 資産運用の状況については、自家運用に係る期末運用資産残高は 1 兆 9,907 億円、決算運用利回りは 1.56%、また、委託運用に係る期末運用資産残高は 1 兆 6,071 億円、決算運用利回りは -1.40%であった。(表 2)
- ⑤ 委託運用(金銭信託・新団体生存保険)に係るパフォーマンス状況については、資産別では全資産においてベンチマークを上回った。全体では時間加重収益率が -1.77%となり、ベンチマークの -1.76%とほぼ同等となった。(表 3)(添付資料 P4)
なお、自家運用(有価証券・財政融資資金預託金)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが 1.61%であった。

- ⑥ 平成22年度の資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分に対する乖離許容幅の範囲内を維持した。(表4)

表1 平成22年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高	3,597,811 百万円
(期末資産残高)	(3,605,511) 百万円
運用等収入	35,068 百万円
運用等費用 (うち金銭信託評価損)	24,490 百万円 (23,900 百万円)
決算運用利回り	0.30%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用等収入は、損益計算書の運用収入、不動産運用収入及び貸付金利息の合計額である。
3. 運用等費用は、損益計算書の運用費用、不動産管理費及び減価償却費の合計額である。
4. 決算運用利回りは、運用等収入から運用等費用を減じたものを運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位:億円、%)

運用の方法等		平成22年度末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自家運用		19,907	55.33	—	1.56
有価証券	国債	13,579	37.74	14,087	1.47
	地方債	2	0.01	2	1.95
	政府保証債	1,953	5.43	1,991	1.43
	金融債	1,995	5.55	2,032	1.26
	社債	307	0.85	354	4.70
	円貨建外国債	1,000	2.78	1,118	3.76
	小計	18,836	52.35	19,584	1.61
預金	短期運用	950	2.64	※	0.07
	普通預金	85	0.24	※	0.00
	小計	1,035	2.88	※	0.04
投資不動産		35	0.10	35	3.87
財政融資資金預託金		0	0.00	0	0.73
長期貸付金		0	0.00	0	2.00
委託運用		16,071	44.67	—	-1.40
金銭信託	指定・特定金銭信託	12,450	34.61	12,450	-2.03
	新団体生存保険	1,431	3.98	1,431	-0.47
	小計	13,882	38.58	13,882	-1.89
生命保険資産		2,189	6.09	※	1.20
(有価証券信託)		(13,000)	(69.02)	—	0.01
合計		35,978	100.00	—	0.30

(注)1. 時価(参考)において、時価の把握ができないものについては※とした。

2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。

3. 短期運用は譲渡性預金である。

4. 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。

また、構成比は有価証券小計に対する構成比である。

5. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託・新団体生存保険)

資産区分	時間加重収益率		ベンチマーク		超過収益率 ①-②
	①	構成比	②	構成比	
国内債券	1.98%	40.4%	1.81%	46.2%	0.18%
アクティブ	2.04%				0.23%
パッシブ	1.89%				0.08%
国内株式	-8.97%	22.3%	-9.23%	25.6%	0.27%
アクティブ	-8.80%				0.43%
パッシブ	-9.23%				0.00%
外国債券	-6.70%	17.4%	-7.54%	12.8%	0.84%
アクティブ	-6.30%				1.24%
パッシブ	-7.83%				-0.29%
外国株式	2.42%	19.8%	2.41%	15.4%	0.01%
アクティブ	2.48%				0.07%
パッシブ	2.31%				-0.10%
合計	-1.77%	100.0%	-1.76%	100.0%	-0.00%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託についてはベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. 時間加重収益率の構成比は期末構成比であり、期中の変化を反映したものと必ずしも一致しない。
4. ベンチマークの構成比は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用(金銭信託・新団体生存保険)に係る各資産の割合(国内債券 18.0% 国内株式 10.0% 外国債券 5.0% 外国株式 6.0%)に基づき再計算した構成比である。
5. ベンチマークの合計は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用(金銭信託・新団体生存保険)の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券・財政融資資金預託金)

資産区分	決算運用利回り	(参考値)
有価証券等	1.61%	1.52%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金、投資不動産、長期貸付金を除いた数値である。
2. 参考値はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:22年3月末~23年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成22年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	79.0%	±7.0%	77.0%	-2.0%
国内株式	10.0%	±4.0%	8.6%	-1.4%
外国債券	5.0%	±2.0%	6.7%	1.7%
外国株式	6.0%	±2.0%	7.6%	1.6%
合計	100.0%	—	100.0%	—

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

表3

時間加重収益率が全ての資産でベンチマークを上回っているにも拘わらず合計でベンチマークを下回ることとなった理由。

(回答)

合計値は各資産の構成比で加重しているため、資産配分効果の影響が大きく反映されることとなります。全体での時間加重収益率はマイナス 0.00%で、資産配分効果がマイナス 0.28%、個別資産効果がプラス 0.29%、複合効果がマイナス 0.01%となっております。

貸借対照表の貸倒引当金とは何ですか。また、その算出方法は。

(回答)

貸倒引当金は、未収退職金のうち回収が期待できないものを計上しております。前年度の貸倒引当金額から当年度回収額を差し引いた額を計上しております。

(更問)

中退共の貸倒引当金に対する回答で、未収退職金の記載があります。未収退職金はどのような過程で発生するのですか。また回収の可能性はどの位の%でしょうか。

(回答)

未収退職金は、平成14年発生 of 退職金不正受給の弁済残額です。現在債務者より毎月弁済中ですが、将来の回収可能性が乏しいことから貸倒引当金計上しております。

平成22年度内訳は1件

貸倒引当金戻入益（当期回収分）110,000円

貸倒引当金（期末残高）11,190,000円

となっております。

機構全体で、東日本大震災による退職金の支払予想金額はどのくらいになると考えていますか（そのような算定でもしていればの話です）。

(回答)

算定しておりません。

○＜B委員＞

運用の遂行は適切になされている。

繰越欠損金 2,058 億円の解消に向け努力が必要。

(回答)

累積欠損金解消計画に基づき、今後とも安全かつ効率を基本として、制度の健全性の向上に必要な収益の確保に努力してまいりたい。

◎＜C委員＞

繰越欠損金が増加した点は残念である。

(回答)

累積欠損金解消計画に基づき、今後とも安全かつ効率を基本として、制度の健全性の向上に必要な収益の確保に努力してまいりたい。

◆＜D委員＞

特にコメントはありません。

★＜E委員＞

関係法令、基本方針に則り適切に行われ、パフォーマンスも市場の状況を踏まえて適切に行われていると評価できる。繰越欠損金が増大している状況に鑑み、制度の安定的運営に必要な収益が確保されるよう、引き続き努力されるよう期待される。

2. 基本ポートフォリオ

【基本ポートフォリオに基づく資産配分がなされているか】

【基本ポートフォリオの検証が適切になされているか】

[資産運用の基本方針の規定](I-4(2))

将来にわたる最適な資産配分である基本ポートフォリオを、中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努める。

基本ポートフォリオを、毎年度検証する。また、策定時の諸条件が変化した場合は、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しを行う。

基本ポートフォリオ(平成17年10月1日改定)

期待収益率 2.60% 標準偏差 2.93%

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合
資産配分	79.0 %	10.0 %	5.0 %	6.0 %	100.0%
乖離許容幅	±7.0 %	±4.0 %	±2.0 %	±2.0 %	—

(注) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産(一般勘定)、長期貸付金、預け金、不動産を含む。

<実績>

【基本ポートフォリオに基づく資産配分】

① 資産配分については、月次データで管理を行うとともに、乖離状況によってはベンチマークの騰落率等に基づき、予想される資産配分比率をシミュレーションして管理を行った。この結果、期を通して基本ポートフォリオに定める資産配分に対する乖離許容幅の範囲内を維持した。

② 基本ポートフォリオの改定(平成23年4月1日改定)に伴う資産間リバランスを、資産運用委員会に諮った上で行った。

なお、資産間リバランス運営基準における年度末基準(トリガーポイントを乖離許容幅の上下限の1/2に設定)に外国債券と外国株式が抵触したが、基本ポートフォリオ改定に伴い年度末基準は適用しないこととした。

【基本ポートフォリオの見直し】

・ 平成17年10月の基本ポートフォリオ策定時より約5年が経過したことから、最適な基本ポートフォリオへの見直しを検討し、ALM研究会、資産運用委員会に諮った上で、理事会において決定され、平成23年4月に改定することとした。改定後の基本ポートフォリオは、現行の基本ポートフォリオと同じ2.6%の期待収益率で、リスクが3.02%(現行は2.93%)の効率的フロンティア上のポートフォリオとした。

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

特にコメントはありません。

○＜B委員＞

基本ポートフォリオに基づき資産配分は適切になされている。
基本ポートフォリオの検証も適切になされている。

◎＜C委員＞

基本ポートフォリオ見直しによって国内株式のウェイトを下げたことは評価できる。

◆＜D委員＞

『資産配分については、月次データで管理を行うとともに、乖離状況によってはベンチマークの騰落率等に基づき、予想される資産配分比率をシミュレーションして管理を行った。』は具体的にどのような運用を実施し成果が得られたと述べているのか、具体的な説明をお願いしたい。

(回答)

月次データでの管理に加え、日次によるベンチマークを元に前月末との騰落率から各資産の構成比率を試算することにより、予想される月末の乖離状況の管理を行っています。

(評価委員会の範疇を超えますので単なる感想ですが・・・)基本ポートフォリオの見直しを実施しているが、リーマンショック後のこれほどの環境変化にも関わらず前回の資産配分比率とあまり変わらない、というのは現在の環境変化が短期的なものであると見ている為なののでしょうか。今般の環境変化は改めて基本ポートフォリオ自体を問うことになるのでしょうか(これは他の事業に関しても同様の感想です)。

(回答)

資産配分比率 国内債券 変更前 79.0%→変更後 76.9% 国内株式 10.0%→7.7% 外国債券 5.0%→7.7% 外国株式 6.0%→7.7%に改正しております。環境変化は一時的ではなく今後も続くと想定した推定結果であります。

改定前に比べ内外株式のリスクと両資産間の相関係数は高い数値、国内債券と内外株式の相関係数はマイナス幅の大きい数値(逆相関の強まり)を採用し、期待収益率は過去データではなく将来見通しを重視した手法で推計、ホームカンントリーバイアス度合いを緩和して配分比率を推計しました。この結果、現行基本ポートフォリオからより分散された改正後の基本ポートフォリオ、期待収益率 2.6%、リスク 3.02%の効率的フロンティア上のポートフォリオとしております。

★＜E委員＞

基本ポートフォリオに基づく資産配分は、適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

3. 情報公開

【資産運用に関する情報公開が十分に行われているか】

[資産運用の基本方針の規定](I-6)

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

<実績>

- ① 資産運用に関する情報公開として、財務諸表等を官報に公告し、一般の閲覧に供した。
*平成22年10月29日・・・官報に財務諸表等を公告
- ② ホームページには財務諸表(貸借対照表・損益計算書等)、行政コスト計算書等とあわせて、資産運用の基本方針、資産運用の状況及び運用結果等、資産運用に関する情報を説明文を加え掲載した。また、平成21年度中退共事業の財務状況及び平成21年度に係る資産運用結果に対する評価報告書並びに平成22年度に開催したALM研究会の議事要旨を掲載した。
*平成22年9月17日・・・財務諸表等を掲載
*平成22年9月24日・・・資産運用の状況及び運用結果等を掲載
*平成22年11月16日・・・平成21年度に係る資産運用結果に対する評価報告書を掲載
*平成23年3月31日・・・ALM研究会の議事要旨を掲載

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

特にコメントはありません。

○<B委員>

資産運用に関する情報公開には積極的に取り組んでいる。
引き続き積極的な情報公開の姿勢を保持されたい。(共通)

(回答)

今後とも情報公開に努めてまいりたい。

◎<C委員>

評価できる。

◆<D委員>

特にコメントはありません。

★<E委員>

資産運用に関する情報公開は、十分、適切に行われていると評価できる。今後とも、引き続き、適切で、わかりやすい情報公開が期待される。

4. 自家運用の遂行

【基本方針に定める基本的投資スタンスが遵守されているか】

【リスク管理が適切になされているか】

[資産運用の基本方針の規定](Ⅱ-2)

中退共資産の運用原資が比較的長期・安定的な資金であることから、運用対象の確実性や長期・安定的な運用の観点を重視し、元本の償還や利払いが確実な金融商品に分散投資する。

- (1) バイ・アンド・ホールドを原則
- (2) ラダー型ポートフォリオの構築を目指す
- (3) キャッシュフロー対応

投資対象は円建ての金融商品とし、信用状況・クーポン・償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄選択し、かつ、発行体、残存期間等の適切な分散化を図る。

国債、政府保証債、地方債以外の債券を取得する場合には、信用のある格付機関のいずれかによりA格以上の格付けを得ている銘柄とする。その場合、同一の発行体が発行した債券(金融債を除く)への投資は、原則として自家運用債券ポートフォリオの10%を上限の目途とする。

上記の債券で、取得後にいずれの格付機関による格付けもA格未満となった債券については、発行体の債務不履行リスクに十分留意した上で、必要であれば売却の手段を講じる。

<実績>

【基本方針に定める基本的投資スタンスの遵守】

- ① 自家運用については、運用対象の確実性や長期・安定的な運用の観点を重視し、バイ・アンド・ホールドの原則を踏まえラダー型ポートフォリオの構築及びキャッシュフロー対応を考慮し、元本の償還や利払いが確実な国債、政府保証債、金融債の金融商品に分散投資した。
- ② 自家運用債券については、バイ・アンド・ホールドを原則としているが、基本ポートフォリオ改定に伴う資産間リバランスを行うための資金確保を目的とする満期保有目的債券(国債)の売却を行った。

【リスク管理】

- ・ 取得後の債券管理については、同一の発行体が発行した債券が自家運用債券ポートフォリオの10%を超えるものはなく、また、取得後に格付制限未満となった債券はなかった。

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

資産間リバランスの資金確保目的で満期保有目的債券(国債)を売却していますが、このように保有目的の変更はよくあるのですか。またこの場合の承認はどの様に取られているのですか。

(回答)

基本ポートフォリオの改定に伴う資産配分の変更によるもので、満期保有目的の債券の売却は今回が初めてです。

この売却は、資産運用委員会に諮り、承認を得て行っております。

○＜B委員＞

基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されている。

リスク管理は適切になされている。

◎＜C委員＞

評価できる。

◆＜D委員＞

特にコメントはありません。

★＜E委員＞

自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは、遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切に行われることが期待される。

5. 委託運用

(1) 信託及び新団体生存保険(特別勘定)

【受託機関の選定・評価が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

【受託機関のシェア変更が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

【受託機関の資産管理・運用状況の把握が適切になされているか】

[資産運用の基本方針の規定](Ⅲ-1(1)(2)、2(1))

(1) 受託機関の選定

① 資産運用受託機関

資産運用受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ)組織及び体制、ロ)人材、ハ)運用方針及び運用スタイル・手法、ニ)リスク管理体制、ホ)事務能力及び運用内容のディスクロージャー等を評価の上行う。

② 資産管理受託機関

資産管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ)組織及び体制、ロ)信用のある格付機関による格付け、ハ)システム対応状況及び事務能力等を評価の上行う。

(2) 受託機関の評価

① 資産運用受託機関

資産運用受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行う。

イ) 定量評価

各資産運用受託機関のファンド毎の時間加重収益率を、各資産別の市場インデックス(ベンチマーク)と比較することにより、評価する。

ロ) 定性評価

定性評価の項目は、(1)①に掲げる項目とする。なお、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性についても検証する。

② 資産管理受託機関

資産管理受託機関の評価の項目は、(1)②に掲げる項目とする。

[資産運用の基本方針の規定](Ⅲ-1(3)、2(1))

① 評価に基づくシェア変更

運用の評価を行った結果に基づいて、中退共本部は各受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うものとする。この場合の評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

② 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合又は運用スタイル・手法の適正な分散を目的として受託機関の構成の変更を行う場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、中退共本部の政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うことがある。

③ その他

法令、契約書、本基本方針若しくは運用ガイドライン等に反したと認められる場合又は中退共資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産の安全確保のため

緊急に資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

[資産運用の基本方針の規定](Ⅲ-1(4)⑥、2(1))

⑥ 資産管理及び運用状況に係る報告

受託機関は、下記の事項につき報告を行うほか、受託者責任を踏まえ、中退共資産の管理及び運用に関する情報を中退共本部に対して提供する。

イ) 報告書

資産管理受託機関は、残高状況、損益状況(未収に係るものを含む。)、取引状況、費用状況等に係る中退共資産の管理に関する報告書を、また、資産運用受託機関は、これらに加えてパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る中退共資産の運用に関する報告書を、中退共本部に対し少なくとも四半期毎に提出するものとする。

この他に中退共本部から要請があった場合には、資産管理受託機関及び資産運用受託機関は、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

中退共本部と受託機関は、原則として四半期毎に、中退共資産の運用に関しミーティングを行い、運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行うものとする。その他、中退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

ハ) その他の報告

受託機関は、法令、契約書、本基本方針又は運用ガイドライン等に反する行為があった場合には、直ちに中退共本部に対し報告を行い、指示に従うものとする。

<実績>

【選定】

- ・ 新たな資産運用受託機関及び資産管理受託機関の選定は行っていない。
なお、A社と既存の資産運用受託機関B社が経営統合されることからヒアリングを行った。その結果、運用方針及び運用スタイル・手法等が引き継がれることを確認し、また、組織及び体制も適切と判断したことから、経営統合後のC社を資産運用受託機関として継続した。

【評価】

① 資産運用受託機関

資産運用受託機関の評価については、ファンド毎の時間加重収益率をベンチマークと比較することにより行った定量評価に、組織・運用スタイル・リスク管理体制等を評価した定性評価を加えた総合的な評価により行った。

② 資産管理受託機関

組織及び体制、格付、システム対応状況及び事務能力等の評価を行った。

【シェア変更】

- ① 評価に基づくシェア変更については、定量評価に定性評価を加えた総合評価に基づき 1 ファンド(国内債券)を減額し、1 ファンド(国内債券)に増額を行った。
- ② 政策的に行うシェア変更
 - ・ 基本ポートフォリオ改定に伴う資産間リバランスを行うため、9 ファンド(国内株式)を減額し、13 ファンド(国内債券 2 ファンド、外国債券 5 ファンド、外国株式 6 ファンド)に増額を行った。また、このリバランスに伴い、1 ファンド(国内株式)が受託機関内での最低運用金額を下回ることになり、解除を行った。
 - ・ 適格年金から中退共への移行実績をベースとして、7 ファンド(国内債券 6 ファンド、国内株式 1 ファンド)に増額を行った。
- ③ 資産の安全確保のため緊急に行うシェア変更
 - ・ 運用ガイドラインの抵触により 1 ファンド(外国債券)の減額を行った。
 - ・ 資産管理上重大な問題が生じる可能性が高まったと判断したことにより 1 ファンド(外国株式)の解除を行った。(【資産管理・運用状況の把握】②③参照)

なお、基本ポートフォリオから著しく乖離したことによる修正又は運用スタイル・手法の適正な分散を目的とする変更はなかった。

【資産管理・運用状況の把握】

- ① 資産管理・運用状況に関しては、「残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係る資産の管理に関する報告書」及び「パフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る資産の運用に関する報告書」の提出を義務付け、月次での資産管理及び運用状況の把握を行っている。また、四半期ごとに運用状況及び運用成果等についてのミーティングを行った。
- ② 運用ガイドラインの抵触については、1 ファンド(外国債券)において「取得後の債券の格付けが保有基準未滿となった債券については、速やかに売却するものとする。」に反する行為があった。受託機関より報告を受け、重大な違反と判断し減額を行った。
なお、これに伴い、全受託機関に対し運用ガイドライン遵守・管理状況の調査、報告を依頼し、全受託機関の運用ガイドライン遵守を確認した。
- ③ 資産管理上重大な問題が生じる可能性が高まったと判断したことについては、1 ファンド(外国株式)においてプログラムエラー問題に端を発した資金流失及び従業員減少の報告を受け、運用プロセス・運用体制が今後維持できないリスクが高まったと判断し委託契約の解除を行った。

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

運用ガイドラインの抵触について

債券の格付けが保有基準未満になった場合「速やかに売却」とありますが、項目 4 では、「必要であれば売却」となっています。矛盾ありませんか。

重大な違反として減額処置を取っていますが、機構に与えた損害額はどの位ですか。損害が発生した場合、補填される契約はあるのですか。

(回答)

委託運用においては運用ガイドラインに「速やかに売却」と定めておりますが、項目 4 は自家運用資産について「必要であれば売却」と定めております。自家運用資産についてはラダー型ポートフォリオの構築及びキャッシュフロー対応を目的として「必要であれば売却」となっております。

格下げ直後に売却した場合より高い値段で売却できましたので、損害は生じませんでした。もし損失が生じた場合は、金融商品取引法(第 42 条の 2・6)に基づき損失補填を該当委託運用会社に求めることとなります。

③でプログラムエラー問題で資金流出、従業員減少の報告は当該ファンドからあったのですか。このことをもって、何故 資産管理上重大な問題が生ずる可能性が高まったと判断されたり、運用プロセス・運用体制が今後維持できないリスクが高まったと判断したのですか。

(回答)

この問題に端を発した資金流失・従業員の減少の具体的な数字は、業界誌の記事に基づくものであり、先方にこの数字に誤りはないことを確認しました。

当記事の報道を受け今後更なる資金流失の可能性が高まり、運用資産急減による運用へのマイナスの影響、事業撤退リスクも想定され、資産管理上重大な問題が生ずる可能性が高まったと判断いたしました。

○<B委員>

受託機関の選定・評価およびシェア変更は、基本方針に定めた基本に基づき、手続きは行われている。

運用ガイドラインの抵触に対する対応として、

①「取得後の債券の格付けが保有基準未満となった債券については、速やかに売却するものとする。」に反する行為に対し減額を行ったとあるが、委託を継続するのであれば再発防止措置がなされているか確認の必要あり。

(回答)

運用ガイドライン抵触発覚後直ちに、当該委託運用会社がガイドライン管理システムを変更し、これによりガイドラインを正確に遵守できることが確認できたので委託契約を継続することと致しました。

今後の運用ガイドライン遵守の徹底を図るべく、全委託運用会社(ファンド毎)に対してガイド

ラインの具体的チェック体制並びにガイドライン遵守状況をどのように管理しているかにつき書面にて報告を求め、ガイドライン遵守がなされていることを確認しました。

②運用プロセス・運用体制が今後維持できないリスクが高まったファンドの委託契約の解除を行ったことは適切であると評価できる。

◎<C委員>

評価できる。

東京電力債、東北電力債の取り扱いはどのようになっているのか？

(回答)

運用ガイドラインにおける A 格以上という格付基準が満たされている限り、保有の有無は、各委託運用会社に委任しております。月次運用報告時・四半期運用ヒアリング時に、保有状況・運用方針の確認を行っております。いずれの格付機関による格付けも A 格未滿となった場合は、速やかな売却方針と致しております。

◆<D委員>

運用ガイドラインの抵触に関して、受託機関から違反の報告を受け、これを契機に全受託機関の運用ガイドライン遵守・管理状況を調査・報告させ、運用ガイドライン遵守を確認した、とありますが、運用ガイドライン遵守に関して通常とは違うどのような調査・報告をさせたということなのでしょう。

(回答)

通常は、年に一度、運用体制・プロセス・コンプライアンス等運用全般事項につき書面にて報告を求め、各項目につき問題がないか確認を行っております。今回は臨時で、運用ガイドラインの具体的なチェック体制及び遵守状況につき書面にて報告を求め、ガイドライン遵守がなされていることを確認致しました。

資産運用受託機関の評価に際しては定量評価に定性評価を加えた総合評価で判断しているとのことですが、今回の「運用ガイドライン違反のケース」、あるいは、「資産管理上重大な問題が生じるようなケース」はこの定性評価で何がしか兆候を捕まえることは難しかったのでしょうか。このことは定性評価の在り方について見直す必要を示唆しているのではないのでしょうか。

(回答)

「運用ガイドライン抵触」と「資産管理上重大な問題が生じる可能性が高まったと判断」したことについては、ともに兆候を捕らえるのは難しかったと考えておりますが、このことが定性評価の見直しを示唆するものではないと判断致しております。

①「運用ガイドライン抵触」は、日次でリスク管理をシステム的に行っている運用会社ですが、先方のシステム変更時に政府保証債を国債と同等とみなす取扱いとなり、中退共本部の運用ガイドラインが正確に読み取れなくなってしまうこと並びにこのことに気がつくのが遅れたことによるものです。

②「資産管理上重大な問題が生じる可能性が高まったと判断」については、ポートフォリオを構築する際に活用するリスクモデルの一部が有効に機能していなかったというプログラムエラーによるものです。プログラムエラーを公表後に、資金流失が進み、この点が業界誌に掲載されたことで、今後更なる資金流失の可能性が高まり、運用資産急減による運用へのマイナスの影響、事業撤退リスクも想定されると判断いたしました。なお、プログラムエラーによるパフォーマンスに与えた影響は軽微であり、事前に兆候を捕まえることは困難だったと考えておりま

す。

今回のようなケースは、異常事象として、評価に基づくシェア変更ではなく、その他に基づくシェア変更として対処する事項と考える理由は以下の通りです。

- ①定性評価は、複数項目により評価しておりますが、異常事象に対しては、特定事項を重視した判断が必要となります。
- ②総合評価は年1回(原則4月)実施していますが、異常事象は速やかな対応が必要となります。

★<E委員>

「事務能力」についての判断根拠は何かあるか。

(回答)

資産管理受託機関の事務処理体制においては、

- ①情報処理プロセス
- ②正確性、迅速性
- ③顧客対応力

以上の項目で評価しております。

委託機関の評価、シェア変更は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定も含めて、今後引き続き適切に行われるよう期待される。

又、受託機関の資産管理、運用状況の把握についても適切に行われていると評価できる。今後とも、引き続き適切に行われることが期待される。

(2) 新企業年金保険契約(一般勘定)

【受託機関の選定・評価が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

【受託機関のシェア変更が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

【受託機関の資産管理・運用状況の把握が適切になされているか】

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-2(2)①、②)

① 生命保険会社の選定

生命保険会社の選定に当たっては、以下の項目を評価の上行う。

イ) 当該生命保険会社の保険金支払能力(信用ある格付機関の格付け含む)

ロ) 利回りや流動性等の商品性

ハ) 一般勘定で保有する資産の内容等

② 生命保険会社の評価

生命保険会社の評価は上記に掲げる項目とする。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-2(2)③)

イ) 評価に基づいて行うシェア変更

評価を行った結果に基づいて、中退共本部は各生命保険会社への資産配分シェアの変更、保険契約の解除を行うものとする。評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても評価が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更または保険契約の解除を行うことがある。

あるいは市場価格の大幅な変動により中退共資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離しその修正を行う必要がある場合、また、中退共制度を運営維持するために行う必要がある場合等においては、資産配分シェアの変更、保険契約の解除を行うことがある。

ロ) その他

法令、契約書、本基本方針等に反したと認められる場合又は中退共資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は保険契約の解除を行うことがある。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-2(2)④)

イ) 報告書

生命保険会社は、自社の経営内容及び資産の管理・運用に関する報告書を、中退共本部に対し少なくとも半期毎に提出するものとする。

この他に中退共本部から要請があった場合には、生命保険会社は、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

中退共本部と生命保険会社は、半期毎にミーティングを行う。またそれ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行う。

ハ) その他の報告

生命保険会社は、法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに中退共本部に対し報告を行い、指示に従うものとする。

<実績>

【選定】

- ・ 新企業年金保険契約による委託運用については、新たな生命保険会社の選定は行っていない。

【評価】

- ・ 生命保険会社の評価は、保険金支払能力、格付け、利回り、流動性及び保有資産内容等により総合的に行った。

【シェア変更】

- ① 既存の資産については、評価結果によるシェア変更はなかった。
- ② 新規資金のシェア配分については、中退共制度への新規加入事業所数、加入従業員数等に基づき行った。
- ③ 中退共資産の安全確保のため緊急のシェア変更として1社の減額を行った。
（【資産管理・運用状況の把握】②参照）
- ④ 法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更はなかった。

【資産管理・運用状況の把握】

- ① 生命保険会社の資産管理及び運用状況については、半期毎に「経営内容及び資産の管理・運用に関する報告書」の提出を義務付け、資産管理及び運用状況の把握を行うとともに、半期毎に行われるミーティングを通して確認を行った。
- ② 中退共資産の安全確保のため、予定利率引き下げにより今後の運用収益が他社と比較し大きく劣後する可能性が高いと判断し減額を行った。
- ③ 法令、契約書、基本方針等に反する行為はなかった。

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

「緊急のシェア変更として1社の減額」「運用収益が他社と比較して大きく劣後」という記載がありますが、それ程劣っているようには思われませんが。

(回答)

平成 20・21 年度は他社と比較して予定利率及び実績利回りともに変わりありませんが、平成 22 年度については予定利率及び実績利回りが他社と比べ大きく劣後する(△0.5%)可能性が高まったことによるもので、半期のヒアリングの中で運用面において利回り向上に向けた積極的な取組み方針が確認できなかったことによるものです。

○<B委員>

受託機関の選定・評価、シェア変更 及び資産管理・運用状況の把握は、適切に行われている。

◎<C委員>

評価できる。

◆<D委員>

予定利率が引き下げられた生保についてはこれまでの総合的評価ではどのように評価されていたのでしょうか。今回、緊急でシェア変更せざるを得なくなった事態は総合評価の方法を改善することにより回避することも可能だと考えられますか？

(回答)

評価にあたっては、定性評価 5 割、定量評価 5 割の配分として総合的な評価を行っております。今回のようなケースは、異常事象として、その他に基づくシェア変更として対処する事項としております。

- ①定性評価は、複数項目により評価しておりますが、異常事象に対しては、特定事項を重視した判断が必要となります。
- ②総合評価は年 1 回(原則 4 月)実施していますが、異常事象は速やかな対応が必要となります。

★<E委員>

新企業年金保険契約(一般勘定)における受託機関の評価及びシェア変更は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われていると評価できる。今後、期間中に行われなかった受託機関の選定を含め、引き続き、適切に行われるよう期待される。

又、受託機関の資産管理・運用状況の把握についても、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切に行われることが期待される。

(3) 有価証券信託による委託運用

【受託機関の選定・評価が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

【受託機関のシェア変更が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

【受託機関の資産管理・運用状況の把握が適切になされているか】

[資産運用の基本方針の規定](Ⅲ-3(1)、(2))

① 受託機関の選定

資産運用・管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ)組織及び体制、ロ)人材、ハ)運用方針、ニ)リスク管理体制、ホ)事務能力及び運用内容のディスクロージャー、ヘ)信用のある格付機関による格付け、ト)システム対応状況等を評価の上行う。

② 受託機関の評価

資産運用・管理受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行うものとする。

イ) 定量評価

運用利回り及び貸出稼働率について、各受託機関毎に比較評価を行う。

ロ) 定性評価

定性評価の項目は、①に掲げる項目とする。

[資産運用の基本方針の規定](Ⅲ-3(3))

(3) 受託機関のシェア変更

① 評価に基づくシェア変更

運用の評価を行った結果に基づいて、各受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除を行うものとする。この場合の評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

② 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により中退共資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除を行うことがある。

③ その他

法令、契約書、本基本方針等に反したと認められる場合又は資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

[資産運用の基本方針の規定](Ⅲ-3(4)③)

③ 資産管理及び運用状況に係る報告

イ) 報告書

残高状況、損益状況(未収に係るものを含む。)、取引状況に係る資産の管理に関する報告書を、少なくとも四半期毎に提出するものとする。この他に当本部から要請があった場合には、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

受託機関は、原則として四半期毎に、資産の運用に関しミーティングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うものとする。また、それ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行うものとする。

ハ)その他の報告

法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うものとする。

<実績>

【選定】

- ・ 有価証券信託による委託運用については、新たな資産運用・管理受託機関の選定は行ってない。

【評価】

- ・ 資産運用・管理受託機関の評価は、定量評価は運用利回り、貸出稼働率により、定性評価は組織及び体制、運用方針、格付け等により、総合的に評価を行った。
また、既存受託機関以外の運用機関の状況把握も行った。

【シェア変更】

- ・ 資産運用・管理受託機関の資産配分シェア変更については、評価に基づくシェア変更、政策的に行うシェア変更及び法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更はなかった。
なお、新規に購入した国債を500億円増額し、期末有価証券信託残高は1兆2,500億円から1兆3,000億円となった。

【資産管理・運用状況の把握】

- ① 資産運用・管理受託機関の資産管理及び運用状況の把握については、「残高状況、損益状況、取引状況に係る資産の管理に関する報告書」の提出を義務付け、四半期での資産管理及び運用状況の把握を行った。
- ② 法令、契約書、基本方針等に反する行為はなかった。
- ③ 有担保取引の対象取引先を国内系金融機関に限定する等の対応を継続した。これについては、資産運用・管理受託機関との四半期ごとのミーティングを通して、他の公的機関の対応状況、金融情勢・市場環境などを確認した上で継続した。

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

特にコメントはありません。

○<B委員>

受託機関の選定・評価、シェア変更 及び資産管理・運用状況の把握は、適切に行われている。

◎<C委員>
評価できる。

◆<D委員>
特にコメントはありません。

★<E委員>
有価証券信託の受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われていると評価できる。又、資産管理・運用状況の把握も適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定及びシェア変更を含め、今後とも引き続き、適切に行われることが期待される。

6. 運用管理体制

【運用体制の整備・充実がなされているか】

【資産運用委員会等の運営が適切になされているか】

[資産運用の基本方針の規定](IV-1)

1 運用体制の整備、充実

資金運用部には自家運用、外部運用受託機関のモニタリング、基本ポートフォリオの管理等に係る事務を的確に遂行することができる専門的知識及び経験を有する担当者を置く。

また、資産運用の専門知識を持った人材の育成・確保に取り組み、運用体制の整備・充実を図り、運用管理の合理化・コスト削減等に努める。

[資産運用の基本方針の規定](IV-2、3)

2 資産運用委員会

運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3 ALM研究会

資産運用の効率化を図るため基本ポートフォリオの作成及び基本方針等について、助言を受けることを目的として、外部の専門家で構成するALM研究会を設置する。

<実績>

【運用体制の整備・充実】

- ・ 資産運用に関する専門的知識の向上及び人材育成を図る観点から、各種セミナー・講習会等へ参加し、必要な知識の修得に努めた。

【資産運用委員会等の運営】

① 資産運用委員会

余裕金の運用の重要性に鑑み、運用の基本方針、運用計画、運用実績報告及び資産配分その他重要な事項を審議し、運用管理体制の強化と責任体制の明確化を図ることを目的として、資産運用委員会を設置している。同委員会は、理事長を委員長とした担当役職員で構成し、毎月開催するとともに、基本ポートフォリオの見直しに関する臨時資産運用委員会を1回開催し審議を行った。

② ALM研究会

ALM研究会については、基本ポートフォリオの見直し及び基本方針の改正について助言を受けるため平成22年12月24日に開催し、以下について報告を行い了承された。

- ・ 資産運用状況
- ・ 基本ポートフォリオの見直し
- ・ 乖離許容幅の設定
- ・ 資産運用の基本方針の改正

<委員からの評価コメント>

■<A委員>

特にコメントはありません。

○<B委員>

運用体制の整備・充実に意を用いていることには評価できる。今後とも人材育成に努められたい。

(共通)

(回答)

今後とも必要な知識の修得に努めてまいりたい。

資産運用委員会等の運営は適切になされている。

◎<C委員>

評価できる。

◆<D委員>

特にコメントはありません。

★<E委員>

運用体制の整備充実は、適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切に行われるよう期待される。